

付 議 第 2 号

博物館の登録に関する議案

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 12 条の規定により申請のあった下記の施設を、博物館として登録することについて、議決を求めます。

記

施設の名称：むろと廃校水族館（むろと海の学校）

所在地：高知県室戸市室戸岬町 533 番地 2

設置者の名称：室戸市

住所：高知県室戸市浮津 2 5 番地 1

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(32) 博物館を登録し、又は登録を取り消すこと及び博物館に相当する施設を指定し、又は指定を解除すること。

別紙 1

5 高生涯第 号
令和 6 年 月 日

室戸市長 植田 壯一郎 様

高知県教育長 長岡 幹泰
(公 印 省 略)

博物館の登録について (通知)

令和 5 年 10 月 11 日付けで申請のあった、むろと廃校水族館 (むろと海の学校) について、博物館法第 2 条に規定する博物館として下記のとおり登録しましたので通知します。

記

設置者の名称 : 室戸市

設置者の住所 : 高知県室戸市浮津 25 番地 1

博物館の名称 : むろと廃校水族館 (むろと海の学校)

博物館の所在地 : 高知県室戸市室戸岬町 533 番地 2

登録年月日 : 令和 年 月 日

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、令和
年 月 日に次の博物館を登録した。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

設置者の 名称	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地
室戸市	室戸市浮津25番 地1	むろと廃校水 族館（むろと 海の学校）	室戸市室戸岬町 533番地2

高知県教育委員会告示

◎博物館の登録

（教育委員会
事務局生涯
学習課）

令和5年度高知県博物館登録審査会概要

1 書類審査1の概要

- (1) 日時 令和5年12月11日(月) 9:00~11:00
- (2) 場所 高知県心の教育センター 2階研修室
- (3) 該当施設 むろと廃校水族館(むろと海の学校)
- (4) 審査委員
 - 委員 斉藤 雅洋(高知大学地域協働学部准教授、高知県社会教育委員会委員長)
 - 委員 伊藤 博明(高知県公立大学法人 理事長)
 - 委員 中内 勝(高知県文化生活スポーツ部 歴史文化財課 課長)
 - 委員 田所 菜穂子(高知市立横山隆一記念まんが館 館長)
 - 委員 本田 祐介(高知県立のいち動物公園 副園長)
- (5) 議題
 - ・委員委嘱、委員長及び副委員長の選出
 - ・審査会日程について
 - ・審査基準について
 - ・申請書類について審査
 - ・実地調査について

2 実地調査の概要

- (1) 日時 令和5年12月27日(水) 14:00~16:00
- (2) 場所 むろと廃校水族館
- (3) 調査同行委員
 - 委員長 斉藤 雅洋(高知大学地域協働学部准教授、高知県社会教育委員会委員長)
 - 委員 本田 祐介(高知県立のいち動物公園 副園長)
- (4) 実地調査の内容
 - ・事前の質問事項に対する回答
 - ・施設の視察

3 書類審査2の概要

- (1) 日時 令和6年1月17日(水) 13:30~15:00
- (2) 場所 オーテピア 4階ホール
- (3) 該当施設 むろと廃校水族館(むろと海の学校)
- (4) 審査委員
 - 委員長 斉藤 雅洋(高知大学地域協働学部准教授、高知県社会教育委員会委員長)
 - 副委員長 中内 勝(高知県文化生活スポーツ部 歴史文化財課 課長)
 - 委員 伊藤 博明(高知県公立大学法人 理事長)

委員 田所 菜穂子（高知市立横山隆一記念まんが館 館長）

委員 本田 祐介（高知県立のいち動物公園 副園長）

(5) 議題

- ・ 実地調査の報告
- ・ 意見のとりまとめ

(6) 審査結果：博物館としての要件を満たしており、登録することが適当であると認められる。

(詳細は参考資料1-2のとおり)

(7) 当該設置者及び施設への意見等

(詳細は参考資料1-3のとおり)

博物館登録審査チェックリスト

参考資料 1-2

申請書 受付日	令和 5年10月11日
設置者	(名称) 室戸市
	(住所) 高知県室戸市浮津2 5番地 1
施設	(名称) むろと廃校水族館 (むろと海の学校)
	(所在地) 高知県室戸市室戸岬町533番地 2
	(館種) 水族館
	(開館年月日) 平成30年 4月26日
過去の第19条 第1項に規定す る登録取消し の有無	○ 無 ・ 有 (年 月 日取消し)

1 設置目的

室戸市の地域資源である海洋生物の飼育や漁業関連資料等を中心とした展示・調査研究及び体験学習を通して、自然環境への意識の高揚を図るとともに、観光客等の誘致及び交流人口の拡大を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 申請書添付書類の確認

項目	審査基準に適合していることを証する書類
館則	<input checked="" type="checkbox"/> 館則(目的、開館日、運営組織、その他博物館の運営上必要な事項を定めたもの)
設置 適格法 格法人 の	公立 <input checked="" type="checkbox"/> 設置条例(地方公共団体) <input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書(地方独立行政法人)
	私立 <input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 収支計画書(運営状況確認) <input type="checkbox"/> 宣誓書(民事再生手続又は会社更生手続関係)※ <input type="checkbox"/> 担当役員の職務経歴書 <input type="checkbox"/> 宣誓書(反社会的勢力との関係)
登録 審査 基準 への 適合 性	事業 体制 確保 <input checked="" type="checkbox"/> 運営方針(当該方針の公表方法を示したものを含む) <input checked="" type="checkbox"/> 収集・管理方針 <input checked="" type="checkbox"/> 資料目録 <input checked="" type="checkbox"/> 年報又は事業計画又は実績(展示、学習機会の提供、調査研究の確認) <input checked="" type="checkbox"/> 事業に関する収支計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 職員研修の実施計画又は実績
	職員 配置 <input checked="" type="checkbox"/> 全職員名簿(雇用形態、職務分担入り)※ <input checked="" type="checkbox"/> 職務経歴書(館長及び学芸員) <input checked="" type="checkbox"/> 組織図
施設 設備 の 適合 性	<input checked="" type="checkbox"/> 博物館事業に用いる建物及び土地の図面 <input checked="" type="checkbox"/> 建物及び土地の登記事項証明書又は賃貸借契約書等 <input checked="" type="checkbox"/> 防災及び防犯への対応事項 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者や障がい者、妊娠中の人等の多様な来館者に対する対応事項
	開館 日数 <input checked="" type="checkbox"/> 開館(予定)日数が分かるもの

※については、様式を示しているが記載内容を満たしていれば他の様式による提出も可

3 登録要件の確認

審査項目	確認書類	むろと廃校水族館 (むろと海の学校)	適・不適	審査会意見
I 設置者の要件				
1 公立博物館の場合 ※指定管理による運営であっても設置者からの申請であること				
(1) 地方公共団体	①室戸市海洋生物飼育展示施設設置及び管理条例(補足)愛称を使う経緯	設置及び管理条例第1条・第3条に規定。	適	
II 博物館の登録審査基準への適合性				
II-1 博物館の体制に関する基準 ※博物館の基本的な役割を実現するための体制が整っているか、公益性のある活動であるかの観点で判断				
(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること	②-1 収支予算案 ②-2 指定管理事業計画書(R5-9) ②-3 基本方針WEB公表ページ	事業計画書にて基本的運営方針(収集保管・展示、並びに調査研究、教育)を規定。 運営方針をホームページで一般に公開。 事業実施に必要な経費の予算確保。	適 (意見あり)	意見は別紙のとおり
(2) (1)の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること	③資料の収集管理要綱 ③生体について(⑤業務報告書4 展示)	資料の収集管理要綱第2条に資料の収集及び管理の方針、第6条に資料の管理方法を規定。 生体は事業計画書に収集・展示を規定。(業務報告書で実績を確認)	適	
(3) (2)の博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理及び活用する体制を整備していること	④標本目録	標本目録にて所蔵標本目録を作成。 生体は業務報告書にて把握。	適	
(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること	⑤-1 令和4年度業務報告書 ⑤-2 調査研究の実績を示す書類	ウミガメ類・海水魚・淡水魚・無脊椎動物の生体展示。 深海魚等の液浸標本、骨格標本の展示の実施。	適	

審査項目	確認書類	むろと廃校水族館 (むろと海の学校)	適・不適	審査会意見
II 博物館の登録審査基準への適合性				
II-1 博物館の体制に関する基準 ※博物館の基本的な役割を実現するための体制が整っているか、公益性のある活動であるかの観点で判断				
(5) 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館、文化に関する諸施設等と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること	⑤-1 令和4年度業務報告書 ⑤-2 調査研究の実績を示す書類	ウミガメ類の調査実施。大学等の研究協力の実施。 日本ウミガメ協議会機関誌に研究報告の掲載、調査研究に関する記事を新聞連載。	適 (意見あり)	意見は別紙のとおり
(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること	⑤-1 令和4年度業務報告書 ⑤-2 調査研究の実績を示す書類	水族館実習の受け入れ(毎月実施) 小・中学校を対象にウミガメ調査体験を実施(R4 12回実施) 講演・イベント出演を年数回実施。	適	
(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること	⑥研修及び説明会への参加実績及び計画	文化庁主催研修への参加(1回)・参加計画(2回) 社内研修の実施(4名) 博物館・水族館に関する研修参加(2回)・参加計画(2回)	適	
II-2 博物館の職員に関する基準 ※博物館の規模や扱う資料の性質に応じて適切なものであるかの観点で判断				
(1) 基本的運営方針に基づき博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること	⑦-1 職務経歴書 ⑨職員名簿	当館に常勤・専任勤務。 過去に研究所の所長代理・所長として相当期間勤務(運営・マネジメントを担当)	適	
(2) 法第5条第1項に規定する学芸員が置かれていること	⑦-1、2 職務経歴書 ⑧学芸員証明書	学芸員有資格者7名を有する(常勤6名、兼任1名)	適	
(3) 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること	⑨職員名簿 (補足)組織図	館長1名、副館長1名 学芸員6名、飼育員2名	適	
II-3 博物館の施設及び設備に関する基準 ※博物館の活動を安定的かつ継続的に進められるかどうかの観点で判断				
(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に進められること	⑩-1 土地切図 ⑩-2 土地契約書 ⑩-3 建物図面	土地は室戸市の所有及び借地(借地は全て賃貸借契約を締結) 展示室(水槽)が整備。	適	
(2) 防災及び防犯のために必要な措置を有していること	⑪-1 防災防犯利用者の安全及び利便性の確保(図面) 自動火災・消火設備・非常照明 ⑪-2 写真(防災防犯)	防火扉、防犯カメラ、消火器、非常口、自動火災報知機や消火設備、非常照明・誘導灯の設置	適	
(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること	⑪-1 防災防犯利用者の安全及び利便性の確保(図面) ⑪-2 写真(防災防犯) ⑫-1 室戸市津波防災マップ ⑫-2 椎名集落活動センター(マニュアル)	防火扉、防犯カメラ、消火器、非常口、自動火災報知機や消火設備、非常照明・誘導灯の設置 地震発生時の利用者・職員の避難体制の整備(ハザードマップ、避難所運営マニュアル)	適 (意見あり)	意見は別紙のとおり
(4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解することができない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること	⑬-1 多様な利用者に対する配慮・利用者の安全及び利便性の確保(図面) ⑬-2 写真(多様な利用者) ⑬-3 バリアフリーユニバーサル化のための対応実績など	エレベーターやスロープ、ベビールーム、おむつ自動販売機、点字ブロック、手すり、車いす、バリアフリートイレの設置 職員の困難者に対する対応実績	適	
III 開館日数				
(1) 1年を通じて150日以上開館していること	①室戸市海洋生物飼育展示施設設置及び管理条例	年中無休	適	

令和5年度高知県博物館登録審査会審査員意見等

当該設置者及び施設への意見等

II-1 博物館の体制に関する基準

(1) 基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること に関する意見等

- ・ 将来に渡って当該施設が博物館として経営されるよう、必要に応じ、基本協定書に基づき適切に履行されることが望ましい。

II-1 博物館の体制に関する基準

(5) 単独又は他の博物館等と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること に関する意見等

- ・ SNSによる情報発信だけではなく、SNSに指定管理者のホームページへのリンクを貼る、また室戸市のホームページに当該施設のイベントや催し物の報告を掲載する等により、一般の利用者が調査研究や事業報告などの情報を詳しく知ることができるよう努めることが望ましい。
- ・ 室戸市の水族館として、地元の魚類の研究や発表も積極的に行うことが望ましい。
- ・ ウミガメの調査成果は、研究者対象の報告だけではなく室戸市民へも色々な方法で公表し、自然について知り、保護について理解を深めていただくよう努めることが望ましい。これに関連して、施設の性格や調査研究活動をまとめて見ることが出来るホームページを持つことが望ましい。
- ・ 館独自の年報発行を実現されたい。また、デジタルアーカイブとあわせて、館独自の年報や研究成果を電子化し発信されることが望ましい。

II-3 博物館の施設及び設備に関する基準

(3) 利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること に関する意見等

- ・ 利用者及び職員の安全確保の観点からも、避難マニュアルや避難計画を作成すること。
- ・ 廊下の標本等展示物については、固定する等し、利用者の安全に配慮すること。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

令和5年10月11日

高知県教育委員会 様

申請者 781-7185
高知県室戸市浮津 2 5 番地 1
室戸市室戸市長植田壯一郎
0887-22-1111

博物館登録申請書

博物館法第11条の規定による博物館の登録を受けたいので、同法第12条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

室戸市

高知県室戸市浮津 2 5 番地 1

2 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

むろと廃校水族館（むろと海の学校）

高知県室戸市室戸岬町533番地 2

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関する取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）第3条及び第7条の規定により、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録に関する基準、法第15条第1項に規定する変更の届出、法第16条に規定する定期報告、法第20条第1項に規定する廃止の届出、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「法施行規則」という。）第24条第1項第2号から4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に関する基準、法施行規則第25条に規定する報告等について必要な事項を定めるものである。

(登録の審査に関する基準)

第2条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館登録の審査に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を実施する体制が、次のアからキまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
 - イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
 - ウ イの博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理及び活用する体制を整備していること。
 - エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
 - オ 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館、文化に関する諸施設等と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
 - カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 - キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- (2) 学芸員その他の職員の配置が次のアからウまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
 - イ 法第5条第1項に規定する学芸員が置かれていること。
 - ウ 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
- (3) 当該博物館の施設及び設備が次のアからエまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的か

- つ 継続的に行うことができること。
- イ 防災及び防犯のために必要な措置を有していること。
- ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解することができない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(指定の審査に関する基準)

第3条 前条の規定は、法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する都道府県教育委員会の定める基準として、同条第2項の規定により準用する。

(博物館の変更の届出)

第4条 法第15条第1項に規定する変更の届出は、変更しようとする内容を示す書類を添付して博物館登録変更届（別記第1号様式）により行うものとする。

(博物館に相当する施設の変更の報告)

第5条 法施行規則第23条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、博物館に相当する施設指定変更報告（別記第2号様式）により高知県教育委員会へ報告するものとする。

(博物館の定期報告)

第6条 法第16条に規定する報告は、毎事業年度終了後3月以内に、博物館運営状況報告書（別記第3号様式）により行うものとする。

- 2 高知県教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、資料（収支決算書、展示・調査研究・学習機会の提供の実績を示す書類等）を求めることができる。

(博物館の廃止の届出)

第7条 法第20条第1項に規定する廃止の届出は、博物館廃止届（別記第4号様式）に廃止の内容を示す資料を添付して廃止した日から20日以内に行うものとする。

(博物館に相当する施設の要件喪失の報告)

第8条 法施行規則第25条に規定する都道府県教育委員会への報告は、博物館に相当する施設の要件喪失報告（別記第5号様式）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和5年7月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(博物館の登録審査基準要項及び博物館に相当する施設指定審査要項の廃止)
- 2 博物館の登録審査基準要項及び博物館に相当する施設指定審査要項は、令和5年4月1日をもって廃止する。

博物館に関連した法令（抜粋）

○博物館法

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

第二章 登録

（登録）

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十二条 前条の登録を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
 - 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
 - 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

（登録の審査）

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

- 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
 - イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
 - ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）
 - （1）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - （2）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識

又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

- 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
 - 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
 - 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
 - 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
 - 六 一年を通じて百五十日以上開館すること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

- 一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 登録の年月日
- 2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

教育委員会規則

高知県博物館の登録に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 6 号

高知県博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和 27 年高知県教育委員会規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 22 条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書の様式）

第 2 条 法第 12 条第 1 項の登録申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

（登録の審査に関する基準）

第 3 条 法第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの都道府県の教育委員会の定める基準は、高知県教育長（第 7 条において「教育長」という。）が定める。

（博物館登録原簿の様式）

第 4 条 法第 14 条第 1 項の博物館登録原簿は、別記第 2 号様式によるものとする。

（博物館登録審査会）

第 5 条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聴くため、高知県博物館登録審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

2 教育委員会は、法第 13 条第 3 項（法第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、法第 11 条の規定による登録又は法第 19 条第 1 項の規定による登録の取消しをしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 審査会は、教育委員会が学識経験者のうちから委嘱し、又は任命する委員 5 人以内で組織する。

4 審査会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 前 2 項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（登録の公表等）

第 6 条 教育委員会は、法第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 19 条第 3 項及び第 20 条第 2 項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を告示するものとする。

（1）法第 11 条の規定による登録をしたとき。

（2）法第 15 条第 1 項の規定による変更の届出があったとき。

（3）法第 19 条第 1 項の規定による登録の取消しをしたとき。

- (4) 法第20条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- 2 前項の規定は、法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設としての指定をし、又は同条第2項の規定により博物館に相当する施設としての指定を取り消したときにおける同条第3項の規定による公表について準用する。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により告示する事項は、その旨及び次に掲げる事項とする。
- (1) 第1項第1号に該当する場合にあっては、博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地並びに登録年月日
- (2) 第1項第2号に該当する場合にあっては、前号に掲げる事項のうち変更がある事項及び変更年月日
- (3) 第1項第3号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項（登録年月日を除き、変更があったときは、変更後のものに限る。次号において同じ。）及び取消し年月日
- (4) 第1項第4号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項及び廃止年月日
- （委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高知県内における「登録博物館」一覧(博物館法第2条関係)

施設	設置者	登録年月日	経過措置期間 (博物館法附則 第2条第4項関係)	開館年	備考 (登録変更等)
名称	名称				
公益社団法人 桂浜水族館	公益社団法人 桂浜水族館	昭和27年4月23日	令和10年3月31日まで	昭和6年	平成25年4月1日 名称・設置者名変更
安芸市立 書道美術館	安芸市	昭和58年3月31日	令和10年3月31日まで	昭和57年	
高知県立 歴史民俗資料館	高知県	平成6年3月23日	令和10年3月31日まで	平成3年	
高知県立 美術館	高知県	平成6年3月23日	令和10年3月31日まで	平成5年	
佐川町立 青山文庫	佐川町	平成6年3月23日	令和10年3月31日まで	大正14年	

高知県内における「博物館に相当する施設(指定施設)」一覧(博物館法第31条関係)

施設 名称	設置者 名称	指定年月日	開館年	備考 (変更等)
龍河洞博物館	公益財団法人 龍河洞保存会	昭和39年3月16日	昭和34年	
わんぱーくこうち アニマルランド	高知市	平成6年3月23日	平成5年	
宿毛市立 宿毛歴史館	宿毛市	平成6年3月23日	平成5年	
香美市立 やなせたかし記念館 アンパンマンミュージアム	香美市	平成9年3月21日	平成5年	
安芸市立 歴史民俗資料館	安芸市	平成11年2月16日	昭和60年	
高知県立 牧野植物園	高知県	平成16年7月28日	昭和33年	
横山隆一記念まんが館	高知市	平成20年10月28日	平成14年	
香美市立 美術館	香美市	平成20年10月28日	平成6年	
高知市立 自由民権記念館	高知市	平成21年12月21日	平成2年	
高知県立 のいち動物公園	高知県	平成26年3月25日	平成3年	
高知県立 高知城歴史博物館	高知県	平成29年3月22日	平成29年	
高知県立 坂本龍馬記念館	高知県	平成30年3月22日	平成3年	

注) 令和5年3月31日において博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号。以下、「一部改正法」とする。)施行前の博物館法により、高知県における博物館に相当する施設であった施設につきましては、令和5年4月1日以降も一部改正法附則第2条の規定により、指定施設とみなすこととされています。